

## ○議員提出議案第4号 守口市の施設における国旗の掲揚に関する条例案

### □□□審議経過□□□

#### ＝総務市民委員会委員長報告＝

ご報告申し上げます。

本議員提出議案は、竹内議員外2名から提出され、去る2月議会最終日において、当委員会に付託されるとともに、議会閉会中の継続審査となったものであります。

その内容は、国旗及び国歌に関する法律、教育基本法及び学習指導要領の趣旨を踏まえ、学校など市の施設において、執務時間に国旗を掲揚することにより、市民、とりわけ次代を担う子どもが伝統と文化を尊重し、我が国と郷土を愛する意識の高揚に資する等の態度を養うことを目的としたものであります。

なお、本案の審査にあたり、提出者である竹内議員、甲斐議員から委員外議員としての発言の申出があったことから、会議規則第65条第2項の規定に基づき、各委員の総意のもと、発言を許可し、審査を行ったところであります。

本委員会といたしましては、慎重に審査を行いました結果、条例案の趣旨は一定理解でき得るところがあるものの、国旗の掲揚については、条例を制定して義務化すれば良いというようなものではなく、自らが自然と我が国と郷土を愛する意識を養っていく内発性を高めていくことに重点をおくべきであり、法制化までするものではない。

また、市役所本庁においては、既に国旗を掲げており、市内小・中学校においても、この5月から自主的に掲揚されていることから、条例化する必要性が薄れている。

また、この条例案によって、本来国旗を掲揚すべき祝祭日や公の行事等に掲揚出来なくなることに疑念を抱かざるを得ない。

さらに、この条例案は、執務時間と明記されているが、本市には執務時間の規定は無く、また、市の施設の規定の仕方、特に国旗を掲揚しない施設の定義にあいまいさが見受けられ、提出者の江端委員からも具体的な答弁が得られず、明確な定義づけがなされていないこと。あわせて、条例案を提出するに際しては、予算の提出権は普通地方公共団体の長に専属しているため、財源を伴う議案に関しては事前に理事者と調整すべきであるが、それが一切なされていないことなど条例として不備な点が見受けられることから、賛成少数により否決すべきものと決した次第であります。

なお、真崎委員におかれましては、条例そのものの提出に当たって一定のルールを守っていないこと。また、内容について、読み方によっていくつも解釈が取れるようなものは、条例としては不備であること。さらには、国旗及び国歌に関する法律等の趣旨が間違っただけの趣旨でとらえられていること。また、作田委員におかれましては、国旗の掲揚とは、祝祭日、あるいは公の行事等に掲揚するのが従来の流れであり、常時掲揚するには疑念があるとともに、自ら国旗に敬意を払う気持ちを養うべきで、条例を制定し、義務として行うものではないこと。また、服部委員におかれましては、自ら進んで国旗を掲揚したいと思えるような教育改革を推し進めていくべきで、義務化すべきではないこと。また、立住

委員におかれましては、執務時間の文言や定義などに不備があり、条例とするには体裁が整っておらず、なおかつ、現在教育委員会が郷土愛を育む教育に取り組まれていることに鑑み、敢えて法制化する必要性はないことなどから、それぞれ反対の意を表明されましたことを付言いたします。

以上、委員長報告といたします。